

新潟県条例第81号

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条（略）</p> <p><u>2 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。</u></p>	<p>第2条（略）</p>
<p>第4条（略）</p> <p><u>2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p><u>2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>
<p>第6条（略）</p> <p>2 常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長は、議長が会議に諮つてこれを指名する。<u>ただし、閉会中においては、議長が委員長及び副委員長を指名することができる。</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定により委員長及び副委員長を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長は、議長が会議に諮つてこれを指名する。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に定める日から施行する。